

○財務省告示第三百八十八号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年十一月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十七年十二月十日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	国庫短期証券（第五百六十九回）
二	発行の根拠の法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第三百三十六条第一項及び第三百三十七条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下
四	発行方法	

八 額最	行争非者特	国入	口イ	七 払込	行争非者特	国入	口イ	六 発	行争非者特	国入	口イ	五 方募	入	額面	金	千	万	円	八	
																			札格競争	札格競争
				三兆九千四百二十五				七千九百三十五億												「国債市場特別参加者」 と「I非
				三千六百二十八万				三千六百四十億												」

「国債市場特別参加者」  
と「I非

価格競争入札発行」という。

各申込みのうち応募価格の高い

も応募額を順次割り

当てる。その応募額を

各国債市場特別参加者ごとの

応募額を割り当てる。

申込みの応募額を

七千九百三十五億

額面金額で三千六百四十億

円

三兆九千四百二十五

億

円

三千六百二十八万

円

千

万

円

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと
十一	発行価格	。平成二十七年十一月十日
十二	発行競争入札発競	額面金額百円につき百円一銭六厘以上そのれぞれの応募価格
十三	償還金額	償還金を支払う。その翌営業日に
十四	元金支払額	償還金を支払う。その翌営業日に
十五	入札参加	財務大臣から通知を受けた者
十六	払込期日	平成二十七年十一月十日